

7日獣発第90号
令和7年6月3日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を 改正する省令の制定について

このことについて、令和7年5月30日付け事務連絡をもって農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（薬事審査管理班担当）から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第3号）が別添のとおり令和7年5月30日付けで公布、施行されたことについて周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先 公益社団法人 日本獣医師会 事業担当 栗野 TEL 03-3475-1601

(写)

事務連絡
令和7年5月30日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第3号）が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の内容

- 「フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤」の使用者が遵守すべき基準について、牛に係る「使用禁止期間」を「食用に供するためにと殺する前4日間」から「食用に供するためにと殺する前20日間」に変更する。

2 施行期日

令和7年5月30日

3 参考

今回の改正に関連する製剤は以下のとおりです。

- フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤
販売名：フロロコール2%液（MSDアニマルヘルス株式会社）

○農林水産省令第二十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

農林水産大臣 小泉進次郎

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

各 出 産

別表第1（第2条、第4条及び第5条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)
フロルフェニ コールを有効 成分とする飼 料添加剤	牛（生後3月 を超えるもの を除く。） 豚 すずき目魚類 にしん目魚類 （淡水中で養 殖されている もの） うなぎ目魚類	1日量として 体重1kg当た り10mg以下の 量を飼料に混 じて経口投与 すること。 (略) (略) (略) (略)	食用に供する ためにと殺す る前 <u>20日間</u> (略) (略) (略) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～20 (略)

各 出 産

別表第1（第2条、第4条及び第5条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)
フロルフェニ コールを有効 成分とする飼 料添加剤	牛（生後3月 を超えるもの を除く。） 豚 すずき目魚類 にしん目魚類 （淡水中で養 殖されている もの） うなぎ目魚類	1日量として 体重1kg当た り10mg以下の 量を飼料に混 じて経口投与 すること。 (略) (略) (略) (略)	食用に供する ためにと殺す る前 <u>4日間</u> (略) (略) (略) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～20 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。